

第2次
合志市子ども読書活動推進計画



～子どもたちの夢と生きる力を育む読書活動の推進～

平成25年3月
合志市・合志市教育委員会

はじめに

合志市では、未来に誇れる次世代に引き継ぐことのできるまちづくりを目指しながら、子育て支援日本一のまちづくりの考えをあらゆる施策に関連付けるとともに、地域ぐるみの支援体制を整えることにより、安全で安心して暮らすことができ、更に知的で文化的な事業の展開を図っていきます。

さて、国では平成13年12月に「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるような、環境が整備されなければならない」を基本理念とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、その理念を基に、合志市でも平成20年3月に「合志市子ども読書活動推進計画」を策定しております。

このたび「合志市総合計画 未来輝く産業・定住拠点都市 “子育て支援日本一のまちづくり” 第2期基本計画」に基づき、これまでの5年間の取組みを検証しながら、子どもたちにとって最適な読書環境づくりを目指して、第2次合志市子どもの読書活動推進計画「子どもたちの夢と生きる力を育む読書活動の推進」を策定いたしました。

子どもたちが生きていくうえで大切な「思考力」や「創造力」「コミュニケーション力」そしてなにより、友だちを思いやり、人の心がわかるやさしい心を育てるために、読書は不可欠なものです。

市では、親子でふれあい、本に親しんでもらおうと7カ月児健診で「ブックスタート」を実施しています。2冊の絵本を手渡し、読書の大切さについて啓発しています。平成24年度よりまちづくり認定事業として「ことば教育推進事業」を実施し、「ことば教育」によって、美しい日本語の習得と心の豊かな人間性を培うために、「こころのポエムコンクール」や各学校での取り組みに力を入れています。

子どもたちの読書意欲を喚起させ、文化・教養を高め、知的創造力を培っていけるように、蔵書の充実を図ります。

また、今回更新した図書館ネットワークシステムは、市立図書館と小中学校間並びにホームページを通じての書誌情報が詳細に構築されており、検索機能の活用で読書の幅が広がっていくことが大いに期待されます。

「知恵の時代」といわれる21世紀に生きる子どもたちの礎となるよう読書活動の推進に努めていきます。

平成25年3月28日

合志市長 荒木 義行

「 も く じ 」

はじめに	1
第1章 ー計画策定の背景ー	
1. 基本の方針	4
2. 子どもたちにとっての読書活動	4
3. 子どもの読書活動の現状	5
第2章 ー計画の基本的な考え方ー	
1. 計画の目標	6
2. 計画の位置づけ	6
3. 計画の対象	7
4. 計画の期間	7
第3章 ー子どもの読書活動推進のための方策ー	
1. 家庭における子どもの読書活動の推進	8
(1) 家庭の役割と現状	8
(2) 家庭における子どもの読書活動推進の具体的な取組み	9
2. 地域における子どもの読書活動の推進	9
(1) 地域の役割と現状	9
(2) 地域における子どもの読書活動推進の具体的な取組み	9
3. 市立図書館における子どもの読書活動の推進	10
(1) 市立図書館の役割と現状	10

(2) 市立図書館における子どもの読書活動推進の具体的な取組み	10
4. 市立小・中学校および特別支援学校における子どもの読書活動の推進	12
(1) 市立小・中学校および特別支援学校の役割と現状	12
(2) 市立小・中学校および特別支援学校における 子どもの読書活動推進の具体的な取組み	12
5. 幼稚園・保育園（所）における子どもの読書活動の推進	13
(1) 幼稚園・保育園（所）の役割と現状	13
(2) 幼稚園・保育園（所）における子どもの読書活動推進の具体的な取組み	14
(資料) 用語解説	15
(資料) 子どもの読書活動の推進に関する法律	16. 17. 18

—— 第1章 計画策定の背景 ——

1. 基本の方針

今日の、社会情勢の変化と共に、子どもたちを取り巻く読書環境も大きく変容しています。

子どもたちにも、インターネットや携帯電話などが浸透しており、今回のアンケートからも、読書に対する意識や向き合い方も変わったのが見て取れます。

本市でも、平成19年2月の「合志市子ども憲章」では、「夢と希望を持ち、未来と自立に向かって努力します」と定め、郷土を誇りに思い、互いに手を取り合って誰もが大切にされる合志市をつくることを誓いました。また、改正教育基本法、改正学校教育法等を踏まえ、市立図書館を核とし、学校・幼稚園・保育園（所）、家庭や地域社会が連携し、読書活動を通して子どもたちの生きる力の育成を目指した取り組みを行ってきました。

これまでの5年間の取り組みの成果を基に、「第2次合志市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

2. 子どもたちにとっての読書活動

子どもたちにとっての読書とは、言葉を知り、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、夢や冒険の世界への扉であり、好奇心や興味を誘うさまざまな世界との出会いでもあります。

自らの考えを自らの言葉で人と人とのコミュニケーションをとり、自分と向き合うことを繰り返しながら、自分自身の人格形成の基礎となる力を養っていきます。

さらに子どもたちは読書によって、情報や知識を習得し、悲しみや苦しみ、それを乗り越える勇気や正義感など様々な生き方を学び、命の大切さを感じ取ることが出来るようになります。

子どもたちが日常の読書で培う読解力は、急激に変化する情報化社会の中で、今後ますます不可欠なものとなっていきます。

子どもの健全な心を育てていくために、子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

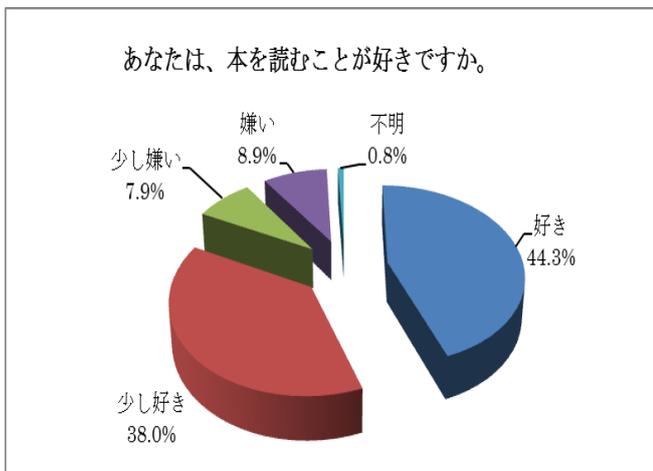
3. 合志市の子どもの読書活動の現状

合志市では、平成24年11月に「子どもの読書活動に関するアンケート」（以下『読書アンケート』）を実施しました。

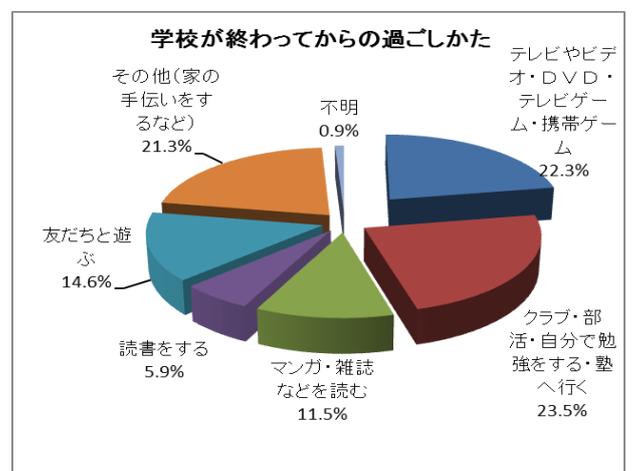
読書アンケートで「本を読むことが好きですか」という設問に対して、「好き」、「少し好き」と答えた子どもの割合は、82.3%でした。【グラフ1】

ただし、「あなたは、学校が終わってからどんなことをしていますか」という設問に対しては、「クラブ・部活動・自分で勉強・塾へ行く」が約23.5%、つづいて「テレビやビデオ・DVD・テレビゲーム・携帯ゲームをする」の回答が22.3%で、「読書」と答えた子どもは5.9%でした。また、「あなたは、学校へ行かない日、どんなことをしていますか。」という設問に対しても、「テレビやビデオ・DVD・テレビゲーム・携帯ゲームをする」という回答が一番多く24.0%を占めています。この結果によると、子どもたちは家庭での時間を、読書以外のことに費やしているのが現状のようです。【グラフ2】【グラフ3】

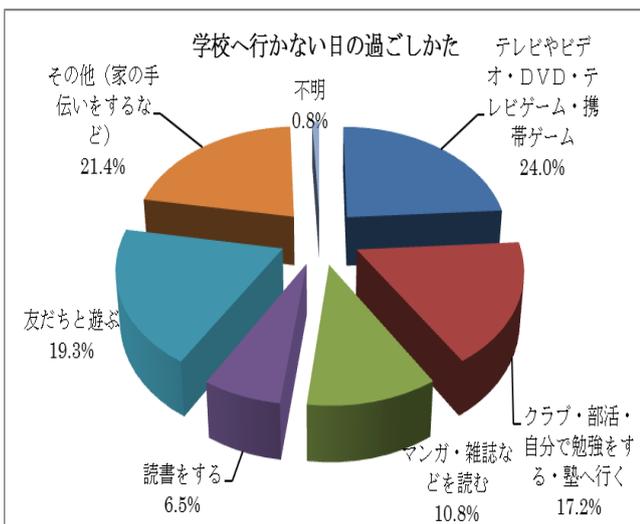
【グラフ1】



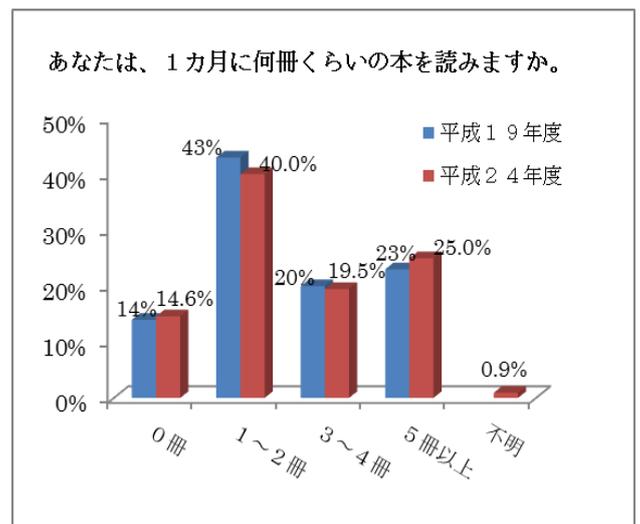
【グラフ2】



【グラフ3】



【グラフ4】



アンケートを実施した児童・生徒は、学校で一斉読書をしているので、0冊ということはないと思われます。3冊以上読んでいたと答えた児童・生徒は前回より1.5ポイント伸びていますが、自発的な読書習慣を身につけていくためには、乳幼児期からの読書環境を作り上げていく必要があります。

- アンケート対象
- ①就学前保護者（123名）
 - ②小学校4年～中学生・支援学校の児童・生徒（857名）
 - ③小学校4年生～中学生・支援学校の保護者（771名）

—— 第2章 計画の基本的な考え方 ——

1 計画の目標

合志市の目標

～子どもたちの夢と生きる力を育む読書活動の推進～

(1) 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもが積極的に読書に取り組む意欲を高め、進んで読書を行う態度を養うなど、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、家庭、地域、学校を通じて子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。

(2) 子どもの読書活動を推進するための施設の整備・充実

子どもが身近に図書に接することができる図書館と学校図書館等とのネットワークの整備や新着情報の提供と児童書の充実に努めます。

(3) 図書館、学校、民間団体等とのパートナーシップによる取り組みの推進

図書館、学校、読書ボランティアとのパートナーシップのもと、読み聞かせやブックトークなど相互に連携・協力した取り組みを推進します。

(4) ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、児童読書サービスを受けることが困難な子どもたち、乳幼児、日本語を習得していない子どもなどにも絵本や布絵本、点字本・外国語の図書を整備し、本に親しむことができる読書環境づくりに努めます。

(5) 子どもの読書活動のための広報啓発の推進

子どもの読書の意義や重要性について、図書館だより・市広報「こうし」を通じて広報啓発の推進に努めます。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日法律第154号)第9条第2項の規定に基づいて、合志市における今後5年間の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取り組みを示すものです。

- (2) 本計画は、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成14年8月）および「熊本県子どもの読書活動推進計画～肥後っ子いきいき読書プラン～」（平成16年7月）を基本とするとともに、合志市における子どもの読書活動の状況を踏まえて策定します。
- (3) 本計画は、「合志市総合計画」の基本方針である「みんな元気で笑顔あふれるまちづくり」を実現するための施策のもと、子どもの読書活動を推進するためのものです。
- (4) 本計画による、各種取り組みの実施をするため必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

3 計画の対象

本計画の対象とする子どもの年齢は、18歳以下とします。

4 計画の期間

平成25年から概ね5年間とします。なお、社会情勢や合志市内の読書環境に配慮しながら推進していきます。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

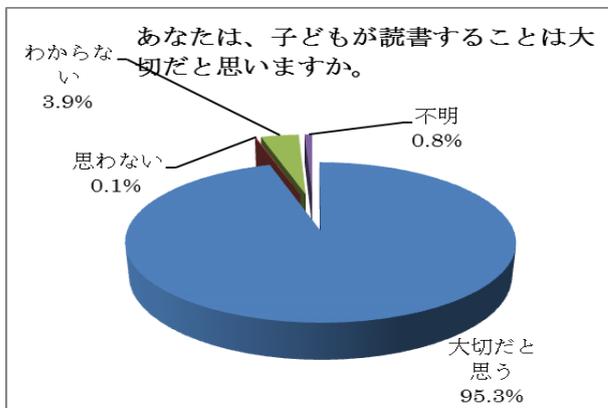
1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭の役割と現状

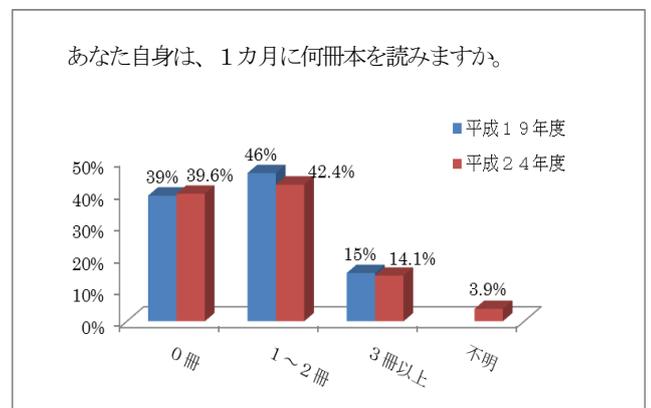
子どもにとって、家庭は、読書の習慣を見につける身近な場所です。家庭のなかで、「読み聞かせ」や「語り」をすることは、子どもにとって、読書の楽しさと出会えるきっかけにもなり読書活動の基礎になります。

保護者を対象とした読書アンケートによると、「あなたは子どもが読書することは大切だと思いますか」との設問に95.3%の保護者が「そう思う」と回答しています。【グラフ5】
「あなた自身は、1か月に何冊くらい本を読みますか」との設問では、読書冊数が0冊の保護者は、全体の39.6%に上り、【グラフ6】、「本を読むのが『0冊』なのは、なぜですか」との設問には、78.9%の保護者が「読む時間がない」と回答しています。【グラフ7】

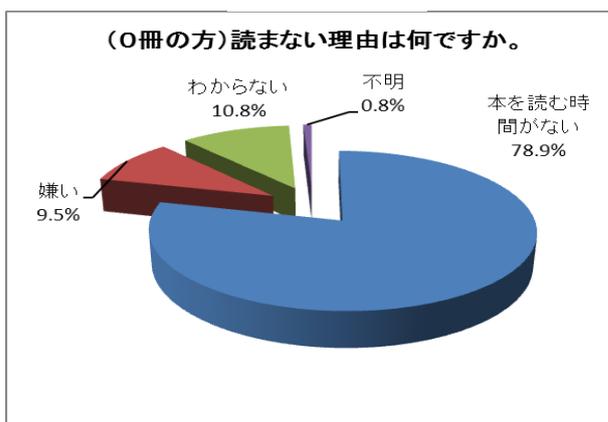
【グラフ5】



【グラフ6】



【グラフ7】



今回のアンケートの結果で、保護者の読書に対する意識の低下がみられます。
1か月の読書量が0冊の保護者の理由としては、回答者の年齢層や日常生活を新たに分析することも必要です。
乳幼児期・小学校期における読書活動がその後の人格形成に大きく左右することや親子での読書活動の大切さを啓発していけば、おのずと読書に対する意識も向上し、読む時間の確保が出来ます。

(2) 家庭における子どもの読書活動推進の具体的な取り組み

○家庭での子どもの読書活動時間の確保

子どもが、できるだけ豊富な本と出会うことができるように、絵本や児童書の整備を推進します。また、日常生活において、家族で読書活動をする時間を設けるなど、子どもの読書活動を大人が推進します。

○ブックスタート事業への参加

市が行うブックスタートへの参加と、家庭における継続的な読み聞かせを行う。

○各講座への参加

読み聞かせなど子どもの読書活動の意義を理解し推進するために、保護者会などの研修会への参加を積極的に推進します。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 地域の役割と現状

子どもの読書を推進するためには、家庭、地域、小中学校、図書館などが連携・協力をしていくことが大切です。

地域の中に、身近なところに子どもの本があり、「おはなし会」などを楽しむ機会を設け、地域の大人が子どもの読書に理解を深め、共に楽しむことが大切です。

合志市では、読書活動ボランティア団体や地域文庫などが、子どもたちの読書活動に携わっています。

また、市立図書館、児童館、こども支援センターは、子どもたちやその保護者へ様々な読書活動の推進を行っています。

(2) 地域における子どもの読書活動推進の具体的な取り組み

○地域での子どもの読書活動推進に関する取り組みへの支援

自治会や子ども会などが行う「おはなし会」に対して、図書館の資料貸出しや出前講座を実施します。

○読書活動ボランティアや文庫活動への支援

地域の読書活動ボランティアや文庫活動に対して、活動の場の提供や地域住民への周知に努めます。

○学童保育への支援

学童保育所に通う子どもが、図書館資料の団体貸し出しなどを利用して読書への関心を持てるようにします。

○こども支援センター事業の充実

絵本への関心を高め、読み聞かせや親子のふれあいなどを通じて子育て支援ができるよう事業の充実を図ります。

○社会教育関係団体における子どもの読書活動の推進

P T A や子ども会等研修会の機会に、子どもの読書活動への取り組みが推進されるよう促します。

3 市立図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 市立図書館の役割と現状

市立図書館は、本に関する様々なネットワークの核となる施設であり、子どもの読書活動を推進する拠点として、専門的な役割を担っています。子どもたちの読書が充実するように、蔵書の整備を行ないます。

図書館3館と移動図書館車、各種配本事業によって広い範囲の子どもたちへの読書活動の推進を行っています。

図書館では毎週の「おはなし会」をはじめ、子どもの読書推進講座を実施しています。子どもの発達段階において興味に応じた、おすすめの本のリストの作成や、ヤングアダルトコーナー、子育て支援コーナーなどを設置し、子どもたちが読書に関心を持つような環境づくりにも努めています。

(2) 市立図書館における子どもの読書活動推進の具体的な取り組み

○子ども図書コーナーの充実

子どもたちが、資料を手に取りやすい書架の工夫や子どもの年代に応じた図書コーナーの充実に努めます。

○図書館からの情報発信

子ども用ホームページの充実や、「子ども新聞」、「YA新聞」、新入学児への「1年生へのおすすめの本リスト」など年代や目的別資料の情報提供を積極的に行います。

○「布の絵本」の提供

子どもたちが楽しむことができるよう布絵本の提供を行ないます。

○学校図書館や県立図書館等の図書館との連携や協力体制の充実

小中学校図書館への配本、学級文庫への配本事業の充実や他の図書館との相互貸借事業など、効率的な資料の提供に努めます。

○図書館利用がしにくい子どもへサービスの提供

障がいがあり、来館が困難な子どもたちが豊かな読書活動ができるよう、郵送サービスや情報の提供を行います。

○原書の絵本や翻訳本の整備

国際化社会を踏まえて原書の絵本や、子ども向けの翻訳本を提供します。

○「子ども読書の日」を中心とした啓発広報の推進

「子ども読書まつり」、「春の夜の図書館読書探検隊」などを実施します。また、市の広報「こうし」、図書館だよりなどを活用して、「子ども読書の日」を中心とした「子ども読書週間」事業の啓発に努めます。

○移動図書館車の充実

小学校への移動図書館車の蔵書を充実し、巡回を行います。

○おはなし会や図書館まつり等各種事業の充実

定例のおはなし会や図書館まつり、親子ふれあい講座等を開催し子どもたちの読書意欲の促進に努めます。

○ボランティア活動による子どもの読書の支援

読書ボランティアグループによる「おはなし会」を定期的実施していますが、読書ボランティア団体の連携を図り、連携強化を図るための交流会を開催します。定例会や勉強会の会場を提供するなど、図書館と協働しながら、子どもの読書への関わりを深めていきます。

○子どもの読書に関する情報、知識習得のための研修の充実

- ・子どもと本を繋げるため、専門的知識を深める研修に積極的に参加します。
- ・先進地視察や、他館との情報交換に努めます。

4 市立小・中学校および特別支援学校における子どもの読書活動の推進

(1) 市立小・中学校および特別支援学校の役割と現状

学校図書館は、教育課程の展開に寄与することを目的とし、「心を育む読書センター」・「知を鍛える学習情報センター」の二つの役割をもっています。

21世紀に生きていく子どもたちが、読書を通して未知の世界を知り、新たな知識を獲得し「生きる力」を身につけていくために発達段階に沿って、より適切な方法を考え、各学校では、組織的・計画的に読書指導を行っています。

(2) 市立小・中学校および特別支援学校における子どもの読書活動推進の具体的な取り組み

○子どもたちの読書好きを増やすための指導の充実

- ・学校における一斉読書等の計画・継続的な読書活動を実施し、読書に親しむ時間を設け読書習慣の定着を図ります。
- ・推薦図書や必読書の選定リストを活用し、子どもたちが本と出会う機会を広げます。
- ・昔話や童話など暗唱して伝えることを体得させ、童話発表の指導を行います。

○子どもたちへの読書指導の工夫・改善

- ・興味や関心のあるものなど進路に応じた読書活動指導に努めます。
- ・発達段階に応じて、読み聞かせ、ブックトークなどを実施します。
- ・子どもたちの想像力を育む読書感想文・読書感想画の指導に努めます。
- ・全校一斉の読書活動の実施校100%を継続することをめざします。
- ・学級通信や図書だよりなど読書の啓発を行ない、子どもたちの読書活動を充実させます。
- ・学校図書館の運営に、児童・生徒のアイデアが生かされるよう、図書委員会の活動を活性化します。

○読書活動を支援する資料の収集と提供

子どもたちの読書活動の傾向等を把握し、資料の提供に努めます。

○調べ学習等での学校図書館の積極的な活用

授業において調べ学習等の時間を活用し、学校図書館の積極的な活用を促します。

○あらゆる児童生徒が安心して利用できるための環境の充実

子どもたちが、自分で資料を取りやすいよう案内板や書架の工夫をし、児童生徒が豊かな読書活動ができるよう努めます。

○子どもの読書活動を支援する図書館ネットワークの充実

市立図書館や各種ボランティア団体等と連携・協力し、子どもたちへ資料の提供や読み聞かせを行います。

○^{うちどく}家読の推進

学校と家庭が連携したノーテレビデー・ノーゲームデーを設け、家庭での読書を推進します。

○職員の研修

読書指導に関する研修会等を行い、職員の指導力の向上を図ります。

○市の「ことば教育」との連携

「合志市ことば教育推進事業」と連携し、読書活動を通じて、美しい日本語や心の教育を推進します。

5 幼稚園・保育園(所)における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育園(所)の役割と現状

幼稚園・保育園(所)は、子どもたちが先生や友だちと一日の多くの時間を過ごす集団生活の場所です。子どもが言葉や文字を覚えるこの時期に、絵本の読み聞かせなどの読書活動を積極的に保育の中に取り入れています。集団の中での読書活動は、絵本の世界のイメージをふくらませ、豊かな心を育む読書体験を拡げることから、子どもたちの成長過程において欠かすことができないものです。

幼稚園・保育園（所）は、保護者会などあらゆる機会を通じて、読書活動の大切さや楽しさを伝え、家庭においても読書活動をすすめるよう促す役割を担っています。

（２）幼稚園・保育園（所）における子どもの読書活動推進の具体的な取り組み

○本の読み聞かせ等の継続

０歳から就学前の子どもまで発達段階に応じて、教育や保育の中であらゆる機会を捉え、読み聞かせの継続と充実を図ります。

○図書スペースの確保と充実

子どもたちが読書に親しめるように、図書コーナー等を設け、読書環境の充実を図ります。

○保護者への働きかけ

保護者に対して読み聞かせの大切さや楽しさを伝え、図書の貸出しを通して家庭での読み聞かせや読書の習慣を推進します。

○各施設・ボランティア団体との連携

市立図書館や各種ボランティア団体等と連携・協力し、読み聞かせの伸展を図ります。

○障がいのある子どもたちへの読書活動の支援

障がいのある子どもたちが豊かな読書活動ができるように大型絵本や布絵本などの資料の提供に努め、読み聞かせの充実を図ります。

用語解説

子ども読書の日

『子どもの読書活動の推進に関する法律』第10条2項により、4月23日を『子ども読書の日』と定められました。

ヤングアダルトサービス (young adult service YAと略記されることもある)

児童と成人の中間に位置づけられる中学生と高校生にあたる年齢層(12歳から18歳)の利用者を対象とした図書館サービスをさします。

情報リテラシー (information literacy)

情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと「情報活用能力」と表現されることもあります。

ユニバーサルデザイン (Universal Design UDと略記されることもある)

文化・言語の違い、老若男女といった差異・障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)を意味します。今日では、情報・サービスやコミュニケーションも含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といったより広い概念として使われています。

ブックスタート

絵本を通じた保護者と子どものふれあいを進めるため、地域の保健センター等で行われる0歳児健診の機会に、すべての赤ちゃんとその保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動のことです。

移動図書館

図書館を利用しにくい地域に対して、自動車等の移動手段を用いて図書資料を運び、図書館職員による図書館サービスを現地で提供することです。

司書

図書館法第4条で規定されている専門的職員のことです。

司書教諭

学校図書館の専門的業務にあたる教諭のことで、学校図書館法第5条に「学校は、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定されており、平成15年4月1日からは12学級以上の小・中・特別支援学校に司書教諭を配置することが義務付けられています。

ブックトーク (book talk)

特定のテーマに関する何冊かの図書を紹介し、読書の領域を拡大し、読書意欲を起こさせることを目的とします。

読み聞かせ (よみきかせ)

本を見せながら読んで聞かせること。親が子に、あるいは図書館員や保育士、教師が子どもの一人ひとりまたは小グループに対して行います。

参考文献：「図書館用語大辞典」柏書房

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。